

法務委員会
議録第五十五号

昭和二十九年五月十四日(金曜日)

午後二時二十七分開議

出席委員

委員長 小林 鮎君

理事 鍛冶 良作君 理事 佐瀬 昌三君

理事 田嶋 好文君 理事 林 信雄君

理事 高橋 禎一君 理事 井伊 誠一君

押谷 富三君 花村 四郎君

本多 市郎君 牧野 寛泰君

猪俣 浩三君 木下 郁君

出席政府委員

檢察(民事局長) 村上 朝一君

委員外の出席者

判事(最高裁判所事務総局長) 関根 小郷君

専門員 村 教三君

専門員 小 貞一君

五月十三日

委員木原津與志君及び西尾末廣君辭任につき、その補欠として橋兼次郎君及び木下郁君が議長の指名で委員に選任された。

五月十三日

荒春等処罰法案(堤ツルヨ君外十一名提出、衆法第三四号)

の審査を本委員会に付託された。

同日

刑事訴訟法第二百六十一条の改正等に関する陳情書(東京都墨田区東岡国三丁目四番地藤田栄一)(第三〇七四号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件
裁判所法の一部を改正する法律案
(内閣提出第七九号)

民事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣提出第八〇号)

民事訴訟用印紙法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一一六号)

○小林委員長 これより会議を開きます。

民事訴訟法等の一部を改正する法律案、裁判所法の一部を改正する法律案、民事訴訟用印紙法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の通告がありませんからこれを許します。鍛冶良作君。

○鍛冶委員 三百九十八条について一、二お伺いしたいのですが、「最高裁判所規則」定ムル期間内ニ上告理由書ヲ原裁判所ニ提出スルコトヲ要ス」というのですが、この規則に定むる期間は大體幾らくらいの御予定でございますか。

○関根最高裁判所説明員 今鍛冶委員の御質問の点は、現在の法律では三百九十八条に、上告理由書を提出する期間は、上告裁判所が当該事件の訴訟記録を受取つたときには、その受取つたことを当事者に通知するわけでありまして、その通知を受けた日から三十日以内の上告理由書を提出することになります。これは三百九十八条で「最高裁判所規則」定ムル期間」となっております。これは実は今度の案では上告状が原審の裁判所を通じて提出になりますので、

記録を上の裁判所に送るという手續がなくなるわけでございますので、結局もしこの改正案が通過いたしますれば、最高裁判所の規則で予定されますものは、結局上告状が原審裁判所へ出されますと、それを受取つたということとを当事者に通知いたしまして、その通知を受けた日から三十日以内ということになるかと思っております。でありますので、實質におきましては現在の法律の三百九十八条とまったく同様の結果になるかと思っております。

○鍛冶委員 そこで少し疑問が出て来るとは、上告書を受取つた日から三十日ということになりますと、ちよつと今までと違つて来る。要するに相手方へ送達された日から三十日ではないかと思われれるのであります。従つて上告が受理されてから、本状到着の日から三十日以内の上告理由書を提出せよ、こういうことがほんとうではないかと思つておりますが、その点を明瞭にしたいでございます。

○関根最高裁判所説明員 今私の申し上げようがあるいは悪かつたかと思つて、それは、上告状が原審裁判所に提出されますと、その提出されましたときから三十日ということをし申し上げたわけではなくて、提出があつたということとを当事者に通知いたしましたので、その通知を受取つた日から三十日ということと、今お話し通りでございます。

○鍛冶委員 もう一つ疑問を解きたいのは、上告理由書をつけて上告した場合にはどういふことになりましょう。

一度讀んだだけでは、「上告ノ理由ヲ記載セザルトキハ」とあるのですから、記載してある場合は通知もいらぬし、期間も守らぬでもいいように読まれるのですが、それでは非常に困ると思つて、というのは、上告を依頼した弁護人から上告理由書を添えて出されたら、その次に弁護人から来た上告書を出し得るものとわれわれは考えます。そうしてみると、通知があつて、その通知のときから三十日以内にさらに別の弁護人から出せる、こういうこととてなくては理論が通らぬように思つて、その点はいかがでございますか。

○関根最高裁判所説明員 今の鍛冶委員のお伺いは、結局上告状自体に上告の理由を書いてある場合はどうかというお話であります。そのときでも、上告状に上告理由が書いてございまして、そのあとにまた追加的に上告理由を出し得る場合がございまして、結局上告状に上告の理由が書いてあります場合でも、上告状を受取つたことを当事者に通知いたしましたので、それから三十日以内に追加して上告理由書を出し得ることがあり得ることをはつきりしたいと思つております。

○鍛冶委員 そうだろふと思つて、上告ノ理由ヲ記載セザルトキハ最高裁判所規則ノ定ムル期間内ニ上告理由書ヲ原裁判所ニ提出スルコトヲ要ス」とあるが、これは今まで上告理由書には法律で定めたる方式はなかつたと思つて、しかし常識上事件の表示をやるか、当事者の表示をやるか、

か、できればもう少し明瞭にしていただきたいと思つております。

もう一つ追加して聞きたいのは、上告理由は、この期間内であるならばさらに別個の理由書を、これは今言つた上告状につけてある場合であらうが、なくて出した場合であらうが、期間内であれば理由書は追加してさしつかえないものではないかと思つて、この点はいかがな御見解ですか。

○関根最高裁判所説明員 ただいまのお伺いの点であります。第一点の、上告状に上告の理由を書いてある場合に、やはりこういう通知をするということとは条文の上で何かしらのじやないかという疑問、その点は確かにあります。通知をいたしましたので三十日の期間内の上告状に上告の理由が書いてございませう場合は、まず上告理由書を原裁判所に提出することを要するということにはならないのであつて、出し得るということの違ひがあると思つて、それから今の第二点の、一旦上告理由書をお出しになりましたら、この三十日の期間内に追加してさらに上告理由書を出せるかというお伺いであります。これは御説の通りでございます。

○鍛冶委員 次に同条第二項であります。上告ノ理由ハ最高裁判所規則ノ定ムル方式ニ依リ之ヲ記載スルコトヲ要ス」とあるが、これは今まで上告理由書には法律で定めたる方式はなかつたと思つて、しかし常識上事件の表示をやるか、当事者の表示をやるか、

か、できればもう少し明瞭にしていただきたいと思つております。

もう一つ追加して聞きたいのは、上告理由は、この期間内であるならばさらに別個の理由書を、これは今言つた上告状につけてある場合であらうが、なくて出した場合であらうが、期間内であれば理由書は追加してさしつかえないものではないかと思つて、この点はいかがな御見解ですか。

○関根最高裁判所説明員 ただいまのお伺いの点であります。第一点の、上告状に上告の理由を書いてある場合に、やはりこういう通知をするということとは条文の上で何かしらのじやないかという疑問、その点は確かにあります。通知をいたしましたので三十日の期間内の上告状に上告の理由が書いてございませう場合は、まず上告理由書を原裁判所に提出することを要するということにはならないのであつて、出し得るということの違ひがあると思つて、それから今の第二点の、一旦上告理由書をお出しになりましたら、この三十日の期間内に追加してさらに上告理由書を出せるかというお伺いであります。これは御説の通りでございます。

○鍛冶委員 次に同条第二項であります。上告ノ理由ハ最高裁判所規則ノ定ムル方式ニ依リ之ヲ記載スルコトヲ要ス」とあるが、これは今まで上告理由書には法律で定めたる方式はなかつたと思つて、しかし常識上事件の表示をやるか、当事者の表示をやるか、

か、できればもう少し明瞭にしていただきたいと思つております。

もう一つ追加して聞きたいのは、上告理由は、この期間内であるならばさらに別個の理由書を、これは今言つた上告状につけてある場合であらうが、なくて出した場合であらうが、期間内であれば理由書は追加してさしつかえないものではないかと思つて、この点はいかがな御見解ですか。

○関根最高裁判所説明員 ただいまのお伺いの点であります。第一点の、上告状に上告の理由を書いてある場合に、やはりこういう通知をするということとは条文の上で何かしらのじやないかという疑問、その点は確かにあります。通知をいたしましたので三十日の期間内の上告状に上告の理由が書いてございませう場合は、まず上告理由書を原裁判所に提出することを要するということにはならないのであつて、出し得るということの違ひがあると思つて、それから今の第二点の、一旦上告理由書をお出しになりましたら、この三十日の期間内に追加してさらに上告理由書を出せるかというお伺いであります。これは御説の通りでございます。

○鍛冶委員 次に同条第二項であります。上告ノ理由ハ最高裁判所規則ノ定ムル方式ニ依リ之ヲ記載スルコトヲ要ス」とあるが、これは今まで上告理由書には法律で定めたる方式はなかつたと思つて、しかし常識上事件の表示をやるか、当事者の表示をやるか、

か、できればもう少し明瞭にしていただきたいと思つております。

もう一つ追加して聞きたいのは、上告理由は、この期間内であるならばさらに別個の理由書を、これは今言つた上告状につけてある場合であらうが、なくて出した場合であらうが、期間内であれば理由書は追加してさしつかえないものではないかと思つて、この点はいかがな御見解ですか。

○関根最高裁判所説明員 ただいまのお伺いの点であります。第一点の、上告状に上告の理由を書いてある場合に、やはりこういう通知をするということとは条文の上で何かしらのじやないかという疑問、その点は確かにあります。通知をいたしましたので三十日の期間内の上告状に上告の理由が書いてございませう場合は、まず上告理由書を原裁判所に提出することを要するということにはならないのであつて、出し得るということの違ひがあると思つて、それから今の第二点の、一旦上告理由書をお出しになりましたら、この三十日の期間内に追加してさらに上告理由書を出せるかというお伺いであります。これは御説の通りでございます。

○鍛冶委員 次に同条第二項であります。上告ノ理由ハ最高裁判所規則ノ定ムル方式ニ依リ之ヲ記載スルコトヲ要ス」とあるが、これは今まで上告理由書には法律で定めたる方式はなかつたと思つて、しかし常識上事件の表示をやるか、当事者の表示をやるか、

か、できればもう少し明瞭にしていただきたいと思つております。

もう一つ追加して聞きたいのは、上告理由は、この期間内であるならばさらに別個の理由書を、これは今言つた上告状につけてある場合であらうが、なくて出した場合であらうが、期間内であれば理由書は追加してさしつかえないものではないかと思つて、この点はいかがな御見解ですか。

○関根最高裁判所説明員 ただいまのお伺いの点であります。第一点の、上告状に上告の理由を書いてある場合に、やはりこういう通知をするということとは条文の上で何かしらのじやないかという疑問、その点は確かにあります。通知をいたしましたので三十日の期間内の上告状に上告の理由が書いてございませう場合は、まず上告理由書を原裁判所に提出することを要するということにはならないのであつて、出し得るということの違ひがあると思つて、それから今の第二点の、一旦上告理由書をお出しになりましたら、この三十日の期間内に追加してさらに上告理由書を出せるかというお伺いであります。これは御説の通りでございます。

○鍛冶委員 次に同条第二項であります。上告ノ理由ハ最高裁判所規則ノ定ムル方式ニ依リ之ヲ記載スルコトヲ要ス」とあるが、これは今まで上告理由書には法律で定めたる方式はなかつたと思つて、しかし常識上事件の表示をやるか、当事者の表示をやるか、

か、できればもう少し明瞭にしていただきたいと思つております。

もう一つ追加して聞きたいのは、上告理由は、この期間内であるならばさらに別個の理由書を、これは今言つた上告状につけてある場合であらうが、なくて出した場合であらうが、期間内であれば理由書は追加してさしつかえないものではないかと思つて、この点はいかがな御見解ですか。

○関根最高裁判所説明員 ただいまのお伺いの点であります。第一点の、上告状に上告の理由を書いてある場合に、やはりこういう通知をするということとは条文の上で何かしらのじやないかという疑問、その点は確かにあります。通知をいたしましたので三十日の期間内の上告状に上告の理由が書いてございませう場合は、まず上告理由書を原裁判所に提出することを要するということにはならないのであつて、出し得るということの違ひがあると思つて、それから今の第二点の、一旦上告理由書をお出しになりましたら、この三十日の期間内に追加してさらに上告理由書を出せるかというお伺いであります。これは御説の通りでございます。

○鍛冶委員 次に同条第二項であります。上告ノ理由ハ最高裁判所規則ノ定ムル方式ニ依リ之ヲ記載スルコトヲ要ス」とあるが、これは今まで上告理由書には法律で定めたる方式はなかつたと思つて、しかし常識上事件の表示をやるか、当事者の表示をやるか、

か、できればもう少し明瞭にしていただきたいと思つております。

いうことは当然であるから必ずやつておりますが、しかるに今日この改正にあつて、どうしてもこの方式を法定しなければならぬという理由はどこから出たのですか。

○閣根最高裁判所説明員 このたびの三百九十八条に關します改正は、いわゆるスクリーニングと申しますか、下級裁判所におきまして上告状の適否、上告理由書の適否と申すことにつきましての判断をする、それによつて上告裁判所たる最高裁判所の負担を調整するという目的から出ていると思われまゝ。現在の最高裁判所の裁判官は、大審院のときの裁判官の四十五人の三分の一の十四人にすぎないわけで、すべてそこから出されたとして、最高裁判所の裁判官の負担の調整をせざるを得ない。これはひいては当事者のためになることでありますが、そういうこととからいたしまして、でき得る限り原審裁判所でできるものは原審裁判所においてふるいにかけてほしいというところから、この規定が生れたのだと思ひます。でありますので、従来は確かにお話のように、上告理由書の方式をルールで定めるといふことはございませんでした。しかしこの方式の程度を定めることを最高裁判所に譲つていただけまして、その限度のふるいをかけて、そうして最高裁判所の裁判官の負担の調整をはかるというところに目的があると思ひます。

○鍛冶委員 今までの方式をきめられまして、その方式にはまらないからといつて、三百九十八条の第二項の後段でスクリーニングする意味であるといふことになると、非常に上告の権限が狭められるように思ひますが、この

点は国民の側から見ると、たいへんな権利の縮小になると思つておりませんが、その点はどういうお考えでありますか。

○閣根最高裁判所説明員 確かに銀冶委員のおつしやいますように、現在までにこの上告の理由につきまして方式を定めるといふ規定はございせん。それに方式をつくりましておくを定めるといふことは、確かに上告をいたす側からいたすことと申すまでもないと思ひますが、そのわくが一体どういふわくかといふことはいかにによりまして、当然のわくなら、しつてそれによりまして上告人の権限をしぼるということはないと思ひます。それでたまたまの趣旨から、この三百九十八条第二項の規則で予定いたします方式の内容を簡単に御説明いたしまして御了承を得たいと思ひます。

その第一は、簡単に申し上げますと、上告状を出す場合におきまして、上告の理由を書き、あるいは上告状提出後に上告理由書を出す場合におきまして上告理由の記載は、御承知のように法律審であります上告裁判所に出すことと申すので、法令違反といふことを言わざるを得ない。現在のままでありますと、原判決は憲法違反なり、あるいは原裁判には法令違反ありといふことで、どこに憲法違反があるのか、どこに法令違反があるのかさつぱりわからないような上告理由書が出て参る。それではいかに裁判官の側からいいたしても、どこに不服があるかわからない。それをほつきりするといふわくをつくつたらどうか。それを言葉をかえて申し上げますと、憲法

その他の法令の違背があることを理由といたしまして上告する場合におきましての上告理由の記載方法は、どういふ法令に違背する事由があつたかといふことを示してもらいたいといふわくが一つであります。それからもう一つは、上告の理由のうちの絶対的上告理由、これは民事訴訟法三百九十五条に書いてございすが、たとえば原裁判が公關の法廷でなされなかつた、あるいはほんとうの裁判官が裁判をしなかつたといふような顕著な場合におきまして上告理由はございすが、その場合におきまして上告理由としては、どういふ絶対的上告理由に當るのかといふこと、それからその具体的事由を示してもらいたい。これなどは当然のことだと思ひますけれども、現在のところ上告状に参ります上告理由書を見ますと、ただ公關の規定に反するといふことだけで、どこを裁判、いつの裁判にさういふことがあつたかといふことを書かない、そこを具体的にしてくれといふことでございす。それからもう一つは、法令違背の主張をいたします中に、従前の判例と抵触して、従前最高裁判所で行つた判例と違つた判断をしていふことを指摘いたしまして上告理由に書く場合がある。そのときには従前のどういつた判例に抵触するかといふことを示してくれ、これは当然のことばかりと思ひますが、それをほつきりしてくれといふこと。それから最後に、上告理由書を出される場合には、その事件が一体どういふ事件なのか。これを具體的に申し上げれば、たとえば昭和二十八年の一月十日に出した事件、それにつきまして番号がつけますが、その

番号を記載する。昭和何年の第何号といつたような表示を記載してもらつた。それから同時に、この上告理由書は相手方がおります関係上、相手方の数に應ずるだけの謄本をつけてもらいたい。以上のような非常に当然のわくをきめるわけにございすので、むしろ上告人の権利の保護をむなしくするよりも、相手方の被上告人の側のことを考えますと、かえつて非常に保護を厚くするといつたようなことが結果において出て来る、こつた考へでございす。

○鍛冶委員 これは一応弁護士が代理人となつてする場合にこんなことを言われぬでも当然わかるのでございす。普通の人々がみずから上告するといふことになると、相当これにはまらぬ場合がありはせぬかと思われまゝ。さういふ場合には十分保護するような考へ方を持つてもらいたいと思つてあります。そのうちで特に疑問になつておるのは、第三に言われた判決に法令違背があることを上告の理由とするこの法令の範囲ですが、これは実験則に反する場合とか慣習法に反する場合といふ主張もあると思つてあります。さういふものはここにいう法令違背に入るのか入らないのか、またそれが入るとすればその場合どのような表示の仕方をすればよろしいのか、承りたいと思つて。

を考へなければならぬかと思ひますが、具體的に申し上げれば、經驗法則は、こつた場合にはこつた意味の普通の条理である、さういつた意味の表現をなさればいいのじやないかと思ひます。それから慣習法も具體的の慣習法をおおげにならばいい。ただ慣習法といふ、条理といふ、經驗法則といふ、これには条文の数がございせんので、具體的に表現していただくほかないと思ひます。

○鍛冶委員 さらにひとつづつ申す上つたのは、かようなことは常識に近しいことと、それほど意にとめることではないと思ひます。けれども、この第四の場合のごとき、よくわかれぬでも昭和何年何月何日というのを忘れて、あとで入れようと思つて括弧だけつけて、それを入れるのを忘れて出すことがある。それから提出の日も、前に書いてありますから、何月まで書いて幾日というのを入れないで出すことがよくあります。それから被告上告人の数においても、これだけだと思つたが調べて来なかつたといふことで間違ふことも往々あり得ることだと思ひます。そのたびごとに三百九十八条第二項に違反するものだけだといつて押えつけられるのははなはだどうもいかぬと思ひますが、さういふ常識なことなざるまいと思ひますけれども、これを見ただけではさういふ懸念が起りますから、それに対してはどういふ思いやりをしておいでになりますか。またルールの上は何かさういふことで現わそうとする考へがあるかどうかといふことを承りたいと思ひます。

○閣根最高裁判所説明員 ただいまの

○鍛冶委員 今までの方式をきめられまして、その方式にはまらないからといつて、三百九十八条の第二項の後段でスクリーニングする意味であるといふことになると、非常に上告の権限が狭められるように思ひますが、この

○閣根最高裁判所説明員 確かに銀冶委員のおつしやいますように、現在までにこの上告の理由につきまして方式を定めるといふ規定はございせん。それに方式をつくりましておくを定めるといふことは、確かに上告をいたす側からいたすことと申すまでもないと思ひますが、そのわくが一体どういふわくかといふことはいかにによりまして、当然のわくなら、しつてそれによりまして上告人の権限をしぼるということはないと思ひます。それでたまたまの趣旨から、この三百九十八条第二項の規則で予定いたします方式の内容を簡単に御説明いたしまして御了承を得たいと思ひます。

その第一は、簡単に申し上げますと、上告状を出す場合におきまして、上告の理由を書き、あるいは上告状提出後に上告理由書を出す場合におきまして上告理由の記載は、御承知のように法律審であります上告裁判所に出すことと申すので、法令違反といふことを言わざるを得ない。現在のままでありますと、原判決は憲法違反なり、あるいは原裁判には法令違反ありといふことで、どこに憲法違反があるのか、どこに法令違反があるのかさつぱりわからないような上告理由書が出て参る。それではいかに裁判官の側からいいたしても、どこに不服があるかわからない。それをほつきりするといふわくをつくつたらどうか。それを言葉をかえて申し上げますと、憲法

鍛冶委員のお問い、これもごもつともな点でございます、実はこの差上げた要綱案には書いてございませぬが、今おつしやいましたように、上告理由書を出した、その中に必要なことをうっかり落してしまつたといふことは、私が例として申し上げたい、これの点につきましてもあり得るわけでございます、そのときは、黙つておりましたら、民事訴訟法の二百二十八条で補正命令を出すという条文が準用されるかと思ひますが、その準用といふことの解釈だけでは、もし反対の意見をとり裁判官がおりますと困りますので、このルールをつくりますときは、その点を明確にいたしまして、先ほど申し上げましたような通り、記載がない場合には必ず直せという補正命令を出す。そしてそれになおかつ応じなかつたときに初めてこの改正条文の三百九十九条でこれを却下するといふ段階に入る手続にしたいと思つております。これはそういたしませんと、今鍛冶委員のおつしやつたような非常に非常識な解決といふことになりませんが、そういうことはあり得ないわけでありまして、その点を明確にしたいと思ひます。

なおつけ加えまして、思いやりといふ言葉がございましたので申し上げますが、この上告理由書を出せという場合には、先ほど申し上げましたように、上告状が裁判所に届いたという通知をいたしまして、その通告が当事者に到達したから三十日ということになります、先ほど申し上げた通りであります、その通知書に、上告理由書にはこういうわけがあるぞ、その

うことを、念のために注意書にして必ず書く、そういう方式をとりたいと思つております。

○鍛冶委員 これはいつでも出る問題ですが、裁判所で定める規則の筋目です。いろ／＼手続上においてなくてはならぬものを定められることはまことに当然のことと思ひますが、国民の権利に制肘を加えるようなことは、でき得る限りルールでやるべきことじやないか。これはたび／＼議論をいたしますので、いまさら何です、さような点から考えましても、国民の権利を狭めるようなものはルールでやつてもらいたくない。従つて、ルールでやられる以上はそういうことのないように、どこまでも気を配つてやらない。さらにルールを出されるにつれては最高裁判所の権限で出されるのであろうけれども、われ／＼はこれだけ気にしてやつておるのでありますから、少くとも、非公式にでも、法務委員会と了解の上で出されるような手続をとつてもらいたいと思つておりますが、この点に対して最高裁判所としての御意見はいかがでしょうか。

○閣根最高裁判所説明員 今鍛冶委員からおつしやいました点は、ルールと法律との関係に触れます点で、非常に重要な問題でございます。先般こちらの委員会の参考人に田中和夫教授が来られまして、英国とアメリカのルール・メーキング・パワーのことを述べられました、これは、裁判所なりあるいは委員会が規則を制定することであることになつてゐるが、その後国会の承認を受ける手続になつてゐる、一旦公布されましたルールとい

ども、国会の承認を得なければ効力を失うようなことになつてゐる、ところが日本の憲法七十七条は、最高裁判所におきましてルールをつくることのできるというだけのことになつてゐる、それであるから、最高裁判所がルールをつくります際には慎重に事を運ぶべきだと、こういう御意見がございまして、それで実は、前例を申し上げますと何でございませぬが、民事調停案になつたかと思ひますが、民事調停法のときにございませぬが、相当最高裁判所のルールに委譲されました。法律に基きまして、委譲の分野が広がつたわけでございますが、このときも、今お話しがございましたように、こちらに事前にお話しがございました。私どもも、ルールにまかせられた範囲が相当数ございまして、それを承知いたしました。お見せいたしました。なおわれ／＼の方のルール委員会にかけまして無事に通過したのであります。私は、英国やアメリカのように、必ず法制的に、最高裁判所のルールにつきまして国会の方で承認決議を要するといふことは、これは憲法の問題に触れま

すので、いかがかと思ひますけれども、実際問題としては、今申し上げたような方法をとれば、お互いに尊重する一／＼お互いという言葉はちよつと口はばつたのですが、私の方で国会を尊重するといふ言葉で申し上げればいかと思ひますが、そういう意味では、むしろ教えていた方が、変なところはど／＼直して行くといふ行き方にした方がと思つております。今お問いのこのたびの最高裁判所の規則も確かにいろ／＼御疑問があるところ

でございますし、新しいわくをきめることでございますので、できる限りおつしやまして、お教えいただきたいと思ひます。

○鍛冶委員 もう一つ、この三百九十九条の第一項第二号ですが、「前条第一項の規定に違背し上告理由書ヲ提出セズ」ちよつと讀んでみると、前条第一項の規定に違背した場合、上告理由書を提出しなかつた場合、または上告の理由の記載が同条第二項に違背したとき、こういうふうに読めるので、前条第一項の規定に違背して上告理由書を提出しなかつたといふことではないかと思ひますが、この点明確にしておいていただきたいこと、前条第一項の規定に違背して上告理由書を提出しなかつたといふことは、このルールに定めた期間内にやらなかつたといふことだけではないかと思つてもしうだとするならば、前条第一項に定むる期間内に上告理由書を提出せず、それでいいのじやないかと思つて、それが、これはどういふ意味か明確にしておいていただきたいと思ひます。

○閣根最高裁判所説明員 便宜私の方から御説明いたします。この三百九十八条の第一項の場合でございますが、これは上告状に上告の理由を記載しないときだけであります、上告状に上告理由を記載しているときには、必ず上告理由書を出すという義務がないわけでございます。でございますので、上告状に上告の理由をすでに書いてある場合には三百九十九条の第一項第二号の前段に当たる場合がないわけでございます。もし、今お問いがございまして、前条第一項の定むる期間を

徒過した場合といつた趣旨に書きますと、上告状に上告の理由を書いた場合も入つてしまふ。一旦上告状に上告理由を書きましても、その上告状が出たという通知が当事者に参りましてから三十日以内にさらに上告理由書を出さないといふと却下されてしまふ疑いが出るといふか、そういう心配から、むしろこういふふうで書いた方がいい、こういうことで、確かに御疑問はあるかと思ひますが、結論においては鍛冶委員のお氣持と同じわけなんです。

○鍛冶委員 どうも表示があまり上手ではなかつたといふことですが、明瞭になればよろしうございませぬ。次に、裁判所法の一部改正について聞きたいのですが、これはこの前も一ぺん聞いたかと思ひますが、附則の第三であります。当分の間、最高裁判所の規則で指定する簡易裁判所の民事訴訟に関する事務は、その所在地を管轄する地方裁判所又はその支部の所在地に設立された簡易裁判所で最高裁判所の規則で指定するものが取扱はる。この附則を入れたければならなかつた理由をいま一度あらためて承りたいと思ひます。

○村上政府委員 裁判所法の一部を改正する法律案におきましては、簡易裁判所の事務の管轄は現在三万四以下となつておりますのを、二十万円を越えない請求といふことに改めようとしておるわけでありませぬ。ただいま簡易裁判所に配置されております裁判官の中には、改正案において認められますような種類の、簡易裁判所を第一審とする民事訴訟法を処理するに必ずしも適

決しなければならぬ問題だと思つたので、今あなた方が言われるようなこともありましようけれども、少くとも裁判官というものはほかの公務員と違ふのだ、特に国民から信頼を得るものなんだ。その信頼を得るといふことは、学識においても、徳望においても特別上位だということではなかつたら——これは普通の者なんだけれども、裁判官になつたから特別偉いのだといつたつて、これは通用しないわけですよ。この意味から言ひまして、私は、いやしくも裁判官という以上は、あんな人に裁判されちや困るといふような者に裁判官という名前をつけておつてはいかぬと思つた。これはいつかは解決しなければならぬ問題だと思つておられます。私はかようなことから考へまして、一日も早く特任裁判官というものをなくして、そうしてつらばな裁判官を、簡易裁判所であろうがどこであるか、そらえるという方向に向つてもらえぬものかどうか。この機会に私は強く私の意見を申し上げて、当局の御意見を承つておきたいと思ひます。

○閣根最高裁判所説明員 今銀治委員のお話になつた点は、簡易裁判の動向といたしまして非常に重大な問題だと思ひます。私ただいま簡易裁判所として残る余地があるのじやないかと申し上げたのでありますが、これは民事事件にわたりました非常に事件が多い、その事件の多いうちで非常にささいなものもありまうので、そういうものについては、いわゆる地方裁判所級の判事とは違つた意味の任用資格を持つた裁判官でいいのじやないかといふことを申し上げたのであります。しかしそのかわりレールに従わない裁判をやつてもらつて、そしてその裁判に不服があれば、今度は第二審というものが審判的に最初からやり直すという制度をとつたらどうか、そういう考えで申し上げたのであります。しかし何と申しまして、裁判官の任用資格に關する重大な問題でございますので、今後最高裁判所の機構の問題と同時に、簡易裁判所の問題もあわせて御研究いただいてまたわれ／＼も大いに研究を要する問題だと思ひます。その研究のあかつきにどちらか一番いいものがあるのじやないか。ただいまのところは確定的な意見を持つておりませんが、私どもの意見ではやはり残る余地があるのじやないか。これは外国の例をとりましてはなほは恐縮であります。が、いわゆる治安判事、ア・ジャステイス、オブ・ザ・ピース、J.P.という裁判官、これは非常にたくさん、何万人というJ.P.がおりますが、これが非常に簡単な事件をやつておる、それに文句がある場合には、普通の裁判官による一審的な裁判をやつておる手続制度、それが簡単な手続でやつた場合に、全部不服で上の方へ行くかと思ひますと、百件のうち二、三十件しか行かないで、七、八十件というものは、その任用資格の軽い意味の、しるうと裁判官と申してもいいその裁判官による裁判によつて納得されて終つておる。そういう実情が日本でも受入れられるのじやないか、これは將來重大な問題でございますので、銀治委員にも教へていただきたいと思います。

○銀治委員 そうなると、その裁判官というものの根本的な考え方なんです。が、いかに簡易なことであろうが、手続が軽かろうが、裁判官でこれは特別下の裁判官だ、これがほんとうの裁判官だといふことがいかに悪いかといふ問題です。これ以上は議論になりまうから、ひとつとつと御研究を願つておきたいと思ひます。

○小林委員長 林信雄君。

○林(信)委員 ただいま銀治委員から質問が行われました最後の部分、すなわち裁判所法の一部を改正する法律案の附則の三項に關連することですが、簡易裁判所の訴訟物の管轄がかりに二十万円に引上げられるという場合に、三万円までは従前通り管轄権があるのですか。それ以上のものをまわすといふ趣旨だと思ひますが、さうでありますか。

○閣根最高裁判所説明員 今林委員の御疑問は確かにあるかと思ひます。が、この附則第三項の趣旨は、言葉をかえて申し上げますと、今まではどの簡易裁判所でも三万円以下の民事訴訟に關する事務はやれたわけですよ。ところがこの三項によりまして、最高裁判所の規則で指定いたします簡易裁判所の民事訴訟に關する事件は、指定が二つございまして、一つは民事訴訟がでなくなつた簡易裁判所の指定、それからできなくなつた簡易裁判所の民事訴訟事務をかわつてやつて行く裁判所の指定、この二つでございます。それでその指定に伴ひまして、両方の指定があつて初めて民事訴訟法によりまして民事訴訟事件がある簡易裁判所からほかの簡易裁判所へ移ると申します。か、その事務が一方の簡易裁判所ではできなくなり、他の簡易裁判所でできるといふことになりまうが、その範圍

は、この条文自体をよくお読みいただければおわかりかと思ひますが、三万円以下でも片方に移つてしまふ。この言葉をごらんいただきますと、「簡易裁判所の民事訴訟に關する事務」とございまして、民事訴訟に關する事務を全部一括してやるという考え方でございまして。

○林(信)委員 しかしながら最高裁判所の規則で指定するのですから、その規則で内容的に従前の訴訟物価額のものを取扱わしめる規則をつくれれば、やはりこの文字でさういふものも残り得るのじやないかと思つたのであります。が、予定せられておられますものは、今お話のように、關係の他の簡易裁判所に事件を持つて行くといふことになれば、従前の裁判所は民事訴訟はやらぬといふことになるのですか。——それではその点はわかりました。

○閣根最高裁判所説明員 今のお問いは、説明の便宜上戦前の区裁判所と比較いたしました。簡単に御説明いたしたいと思ひます。戦前の昭和七年から昭和十六年までの十年間の平均を申し上げますと、これは百件を単位として、地方裁判所が十五件、区裁判所が八十五件、一五%と八五%という割合になつておりました。ところが戦後簡易裁判所ができました。ところがその後どういふ状態かといふことを申し上げますと、最近の昭和二十八年年度をとりますと、地方裁判所が百件のうち七十件、七〇%と三〇%というふうになり逆転して参りました。そういう關係から、地方裁判所は非常に事務が澁滞するといふ結果を來しまして、先般も朝日新聞に載つておりましたが、東京地方裁判所あたりでは期日の指定が非常に先へ延びまして、期日と期日の間が数箇月にわたるといふような事態が出て参りました。

それから今のお問いのうち、改正案の二十万円で行くかどうかという割合になるか。それは今申し上げました昭和二十八年年度とちよつど逆になるようなことになりまして、百件のうち地方裁判所事件が三十件、簡易裁判所の事件が七十件といふふうになり逆転して参るわけでございます。

それからもし十万円という線をとるといたしますれば、百件のうち四十件が地方裁判所、簡易裁判所が六十件、四〇%と六〇%ということになるわけでございます。以上は数字に基づきましてはつきりした割合でございまして、さらにも十五万円という中の線をとるといたしますると、実は計算してご

を適用いたしましたして、どつちの財産か
わからぬものを、夫と推定するとい
う規定を適用して夫のものとして裁判
をしたというときに、その法律が憲法
違反だといつて上告されて来たときに
は、それがやはり主文に影響のある憲
法違反ではないか、そういう場合には
やはり破棄せざるを得ないことになる
のではないかと、これは予想でございま
すが、そういう場合が考えられる。
今村上政府委員からお話がありました
が、確かに林委員がおつしやるように
疑問はあります。なぜ前段の方には
「判決ニ影響ヲ及ボス」という言葉
を抜いてしまつたのか、確かにおつし
やる通りだと思ひますが、それを書き
ますと、あまりに煩雑な条文になつ
てしまふ。法令違背が主文に影響のあ
るといふことが必要であるといふこと
につきましても、これはもう当然のこ
とでございまして、単に法令違背をや
つたからというだけで、主文に影響が
あるかないかといふことを調べないで
破棄の理由とするといふことはあり得
ないわけでありませう。であります
で、林委員の御心配はごもつともであ
りますけれども、それをあまりはつき
り書きますことは、かえつて条文を煩
雑化するといふだけに帰着するのでは
ないかといふことになるかと思ひま
す。

あること、その他憲法の違背あること
または明らかなる法令の違背あること
と字句を置きかえるだけで言葉もふや
さないでいいのではないかと、こう思
ひます。むしろその方が前段
にありますが「判決ニ」といふことが明
瞭になりますし、その「判決ニ」とい
う言葉が省略されるくらいで法文がで
き上と思うのであります。そういう
ことでは、政府のお考えになつてお
解りでは、適當なる法文とはお考えに
ならないのでありませうか。むしろ
簡單になるくらいで、煩雑に書かない
でもわかるかと思ひます。……
○閣根最高裁判所説明員 私から申し
上げますが、確かに林委員のおつしや
いますことは、判決に影響を及ぼす憲
法の解釈の誤りあることその他憲法の
違背あることといふように書けばいい
じやないかといふお話かと思ひます
が、しかしこの判決自体が憲法に違反
する場合もある。これは概念的に申し
上げますと、判決の言い渡し自体に憲
法違反がある。たとえばこれは三百九
十五条の絶対的上告理由にも触れま
す。公開をしないで判決を言い渡す
といふことになりますと、判決自体に憲
法の違反があるといふことになりま
す。

それから先ほど私は非常に煩雑にな
るといふことを申し上げたのですが、
それはその後段の「判決ニ影響ヲ及ボ
ス」と明ナル」といふ言葉がなければ
ば、いづれも判決に影響を及ぼすとい
うことは書かなくてもわかることな
のであります。でありますので、当然の
ことでは、明らかにするまでもないので
はないかといふことが根本的な考え方
になるかと思ひます。大体当然なこ
とかと思つております。
○林(信)委員 どうもすつきりいたし
ません。ことに今お言葉のように判決
自体といふのが、判決自体に憲法
違背があるといふと、やはり判決に影
響があるという意味にとれると思ひ
であります。納得いたしかねますが、
お述べになりましたような趣旨から検
討することにして、この程度にと
めておきます。
次にこの改正点は現行法の三百九十
四条そのまゝと対比するまでもなく、
上告理由をこの範囲において制限せら
れる趣旨であるのであります。そう
しますと高等裁判所に対する上告を制
限する手段方法として、憲法違背の基
準を掲げる根拠といふものは、どうい
うふうにお考えになつておられるので
ありませうか。それから経過的にこれ
を見ましても、特例法に憲法違背を上
告理由として取上げておられます明確な規
定を置いておられますけれども、これは
最高裁判所の上告理由である場合に限
つておられますことは申し上げるまでも
ないものであります。しかるに今度の改
正案は最高裁判所に限るのではなく
と、高等裁判所たる最高裁判所たる
とを問わないのであります。高等裁判
所の上告理由にも適用があるのですか
ら、これは自然事実上四百九条ノ二の
いわゆる特別上告の規定にも関係を持
つて来るかと考えられるのであります。
そういういたしますと引續いてお伺いま
すが、四百九条ノ二の規定はそのまま
の字句でよろしいのでありませうか。
このまままだいたしますと憲法違
背関係におきましては、いわゆる形
の上において四審的なものになつて来る

のであります。その通りに解釈して
よろしいのでありませうか。これら
に關連します点をお伺いします。
○村上政府委員 改正案の三百九十四
条が、高等裁判所を上告裁判所とする
場合にも適用がおりますことは御指摘
の通りであります。憲法違背を理由と
する場合以外の法令違背に基く上告に
ある程度の制限をいたしますことも、
最高裁判所を上告裁判所とする場合と
全然同じであります。ただ四百九条ノ
二との関係でございまして、これは高
等裁判所を上告裁判所とする場合の上
告審の判決につきましても、憲法の違
背を理由とするときに限り、特別上告
が従来も認められておるわけであり
ます。その関係もまたたく従来と同様
であります。ただ四百九条ノ二におき
まして、現行法の字句をいくらか改めて
おりますのは、「判決ニ於テ法律、命
令、規則又ハ処分ガ憲法ニ適合スルヤ
否ニ付シタル判断ノ不当ナルコトヲ
理由トスルトキ」とあります表現は、
特例法におきましてはかかる表現を用
いず、判決に憲法の解釈の誤りあるこ
と、その他憲法の違背あることを理由
とするときという表現になつてありま
す。三百九十四条におきましては、こ
の特例法における表現を利用いたしま
した関係上、四百九条ノ二のいわゆる
憲法違背といふことを表わすための表
現にも改正を加へまして、三百九十四
条の規定との調和をはかつただけであ
ります。

○林(信)委員 そうなりますとむしろ
すようであります。最高裁判所が憲
法違反の最終裁判所である関係にお
いて、上告審として高等裁判所が、先
刻お話のように判決に影響のある事柄
ではあります。憲法違反の關係につ
いて、とにもかくにも判断いたしま
したものに、さらに最高裁判所に特別上
告し得る、こう了解してよろしゅうご
ざいますか。
○村上政府委員 御意見の通りであり
ます。
○林(信)委員 この上告のしほり方の
方法として、改正条文とは直接關係が
ないのであります。關連して何つて
おきたいと思ひます。それは上告制限
の方法の一策といたしまして、訴訟の
金額によつて何らかの措置を考えてみ
る、これはどんなものかと思ひのであ
ります。お尋ねしながらすと思ひつ
ますことは、反討論としまして民事訴
訟のことは訴訟当事者の訴訟によつて
受ける利益は、さうな金額の多寡に
よるべきではない、それは訴訟当事者
以外の者の考へるいづゆる客観的な見
解をもつてすることは適當でない、ど
うしても訴訟当事者それ自体、いわば
主観的な相対的なものである、こうい
う意見があるといふことは、これは當
然うなずけるのであります。しかし元
來が上告制限をしようといふことは、
数を離れまして、事柄で制限いたしま
す。三百九十四条の制限される事柄の
限度におきましては、やはり訴訟關係
者の意欲を少くとも抑圧しておるわけ
であります。せんじつめて参ります
と、数でいたしまして、事柄でいた
しまして、いづゆる方法論にすぎないの
であります。そうなつて参りますとやは
高いところからいいますと結局は
客観論ですが、金額による制限、極端
な立場からいいますと、非常に少額
のものにつきましては上告を許さずとい

判所に転じまして、同じ事件の上訴事件に閱与するものと同じように、いわゆる予断の弊を伴うおそれがある。原審閱与の場合でして、そのような場合は事件から除外されることになつておるのであります。この場合におきましては自分のやつた判決の当否を審査するのではなくて、上告が法令違背を理由としているかどうかというものを判断だけなのであります。また後段はかりに上告人の言うような法令違背があつたとすれば、判決の結果が違つて来ることが明瞭であるかどうかというところだけの審査であります。さきに原判決においてその裁判官の示しました法令の解釈の当否を重ねて審査するわけではないのであります。その意味におきまして先ほど申し上げましたような予断の弊というようなことを心配する必要はない、かように考ふる次第でございます。

○林(信)委員 三号がこの際重要である必要性ということについては、提案理由その他によつて御説明になつたところでありまして、そのことはわかるのであります。今御説明のように、これがだれが見ても前段及び後段のことが明らかなる場合、それがだれが見ても、いわゆるだれかであればよろしいのですけれども、これはやはりお見てもという通りにはなか／＼ならぬかと思つておられます。及び訴訟手続の本質から参りまして、判決の内容に触れなければ、一号、二号のこの形式的な規定違反、期間の関係であるとか、あるいは上告理由書の形式とかいふものは、何といつてもお認めの通りに違つて、これは非常に重要な事柄である

と思ひますが、まず／＼これは意見の違いにならうかと思ひますから、この程度にいたします。

次に三百九十九条第二項は一項を受けまして、原裁判所のなした却下の決定に即時抗告をなすことができることになつておるのであります。この控訴審が地方裁判所である場合と、それが高等裁判所である場合とによつて違つて来る面があると思ひます。申すまでもなく抗告裁判所が違つて来るのであります。控訴審が地裁である場合は、これは問題ないと思ひますけれども、高裁の場合は問題があると思ひます。第一これはその高裁の上告却下の即時抗告ができるかどうか、こういう疑問があるものであります。この審級を異にした場合の即時抗告についてこの改正案に關係のある事項をお示しを願ひたい。

高裁判所ニ特ニ抗告ヲ為スコトヲ得」といふふう書いてございます。こういうふうに行ける。しかし「特ニ」と書いていないものは最高裁判所の裁判権がない、こういう解釈になつておりますので、高等裁判所が控訴審の場合におきまして、たとえば第一項の三号を適用いたしました場合、一般の即時抗告は許されませんでした。ただ四百九十九条ノ二の規定になるわけでありまして、

○林(信)委員 お話のようであること、最高裁判所の性格等から行きまして、最高裁判所の方はそれでもいいかと思われましても、高等裁判所を中心と考えます場合は、何となく觀念的な矛盾を感じるような気がいたすのであります。どんなものであります。どうか、申しますのは、地方から同種の抗告が高等裁判所にやつて来れば、高等裁判所はその判断に當る、ところが自分が同趣旨の抗告をしようと思ひますと、それは阻止せられる、できない、何だか方向が違つておる、受身に化しますような一違ひのであります。けれども、同種のもが自分は取扱ひあるいは取扱われぬ、高等裁判所の制度運用の不統一でも申しますか、何かそういう感じがするのであります。これはそのままよりはかには構成上いかんともしがたいものではないか、その点をお伺ひしたい。

理由とする特別抗告以外に抗告申立ての方法がないという場合がほかにもたくさんあるわけでありまして。ただ多くはその解釈運用について、法令解釈上ほとんど疑義のない問題が多いために、最高裁判所まで持つて行つて法令の解釈運用の不統一を来すということ、はあまり聞いておらぬのであります。この点の事情につきまして、関根局長からお答えいたします。

○鐵冶委員 私もそれをさつき聞こうと思つて忘れたんですが、林さんが聞かれたので聞くのですが、今の御説明から行くと、この規定ははなはだ人を惑わすものだと思つて。もしそういうことであるならば、前項の決定に対しては原裁判所が地方裁判所である場合に即時抗告をなすことを得と書くのがほんとうだろつと思つて。ここを見たらだれが見たつてみな一般に即時抗告と見なすのがあたりまえなんです。それは法律を知つておればわかるとおつしやいますけれども、そう書くのがほんとうでなからうかと思つて。ここを御説明の御意見まことにごもつともでありまして、どうかすると読み違へるおそれがあります。ところが現在の民事訴訟法には至るところに同種の規定があるのであります。たとえば証人に対する科料決定でありまして、それが地方裁判所でやつた科料決定ならば即時抗告ができます。憲法違反を理由とした抗告でも抗告ができるわけです。ところが高等裁判所に呼び出された証人に科料の決定をいたしますと、憲法違反を理由とするときだけ即時抗告が許される、裁判所法の解釈上そういうことにな

なる、こういう判例になつておるわけでありまして。あるいは民事訴訟法の全面的改正の際にはかような点も十分整理しなければならぬ、かように考へておりますけれども、一小部分の改正でございましてために、ほかの部分との調和統一のためにかような表現を用いたわけでありまして。

○鐵冶委員 もう一つここで承つておきたいのは、この一部改正は最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に關する法律がこの六月一日をもつて廃止せられますので、そのかわりに出されたものと考えるのであります。ところがこの特例を制定せられます際、さらにその後二年間延長した際においても、われ／＼はかような特例をもつて弥縫するということは本質でないから、いさ／＼少く根本の上告といふもののある方その他の民事訴訟法の根本的改正を急いでやつてもらつて注文しておつたはずであります。ところがその改正を、まあこれは改正だとおつしやるならばそれまでであります。が、われ／＼はかような改正はまことに弥縫そのものであつて、在野法曹その他一般の主張を見ると実に相隔たることおびただしいものだと思つてあります。四年間もかかつて今日この根本的改正を出さずして、かようなものを出さなければならなかつたほんとうの内幕はどうでございますか、ひとつお聞かせを願ひたい。

○村上政府委員 民事上告特例法制定の経過は、御承知の通り当初民事訴訟法の一部改正として提案されましたものが二年間の期限付の特例法として制定せられ、その後さらに二年間延長になつておるわけでありまして、その制

定の際及び期間延長の際におきまして、民事訴訟法の全面的改正を考慮するということに当時の当局者から申し上げておるのであります。もとより民事訴訟法の改正にその間努力して参つたわけでありまして、法制審議会に民事訴訟法部会を設けて、同部会におきまして根本的改正を考へて来たわけでありまして、ところが上告の問題になりまして、最高裁判所の機構をたして今のままにしておいていかどうかということが先決問題じやないかというところにおきまして、この問題であります。一方御承知の通り昭和二十六年、七年にかけまして最高裁判所の未済事件が民刑合せて七千数百件に上るといふ状況にありました。特に二十七年の後半ごろからは最高裁判所の機構を改革する必要がある、ことに裁判官の数が足りなければこれを増員すべきじやないかという非常に強い意見が在野法曹から出まして、その他各種の意見が現われて参りましたので、二十八年の初めにさらに司法制度部会を法制審議会に設けて、裁判所の機構の改革とすることを中心として審議を續けて参つたのであります。昨年中に民事訴訟法部会の委員会は約八回、その間小委員会、幹事会等はしばしば開きまして検討をいたしましたのであります。事は民事の上告だけの問題でなく、刑事の上告制度とも不可分の関係にある。また刑事の上告制度の問題にいたしますと、勢い刑事の控訴審の問題にも触れて参りました。問題が非常に広汎であります。しかも申すまでもなく裁判所の機構は固の基本組織でございます。慎重な検討が必要であらう、かように考へておつたのであります。

す。法制審議会の審議の経過は、当初逐案説明の際に大体申し上げました通り、現在の機構のままで行こう、そして上告の範囲は民事については上告特別法、刑事については現行刑事訴訟法の制限を維持して行こうということが一方において非常に強く主張されておりました。他方、裁判官の数が足りないために事務の渋滞を来しておるのであるところから、裁判官の数を相当増員して、この民事上告特別法なり刑事訴訟法における上告の制度をやめてしまふべきであるという意見が、これは主として在野側から非常に強く主張されました。その中間に、最高裁判所と高等裁判所との間に特別の上告裁判所をつくる、あるいは東京高等裁判所に特別の上告部をつくつて、上告のうち軽微なものはそこで処理し、重要なものを最高裁判所で処理するといふふうな段階を設けるべきであるという意見、その他いろいろ意見が出まして、大別いたしますと、ただいま申し上げました三つの意見にわかれるわけでありまして、これらの意見が鋭く対立したままの状態に今年に入つたわけでありまして、もとより採決によつて多数の意見を取りまして、これを法制審議会の答申として政府が法案に織り込んで提案することも考えられるのであります。事きわめて重大でございますし、その問題の重要性から申しまして、意見が対立したまま単に多数決によつて法制審議会の答申を出すことはどうであらうかということが、法制審議会自体の中で問題になりまして、ことにこの程度で採決をすべきかどうかというのを司法制度部会の部長から諮つたのであります。ただ

いま申しましたような趣旨で、最高裁判所の機構改革の問題はこの際採決をして打切るということではなく、なお續けて慎重に検討しようということになつた。一方特別法が六月一日で失効いたします。そうしますと、最高裁判所の事務の負担がふえまして、現在以上事件の渋滞を生ずる必要があるとそれに対する手当をする必要があるというところで、司法制度部会から具体的内容の審議を民事訴訟法部会に移されました。民事訴訟法部会で多数をもつて定めた要綱に基きまして立案したのが、このたび御審議願つております民事訴訟法等の一部を改正する法律案であります。従いまして、最高裁判所の機構改革の問題につきましては、法制審議会司法制度部会におきましても、引續き検討を続けることになつておるのであります。本国会終了後におきまして、さらに司法制度部会の会議を開きましてやつて行きたい、かように考へておるわけでありまして、ただ、従来の実績に照しまして、ただ、従来して、同じ委員が同じ意見を繰返して主張するというだけでは、結論を得ることが困難であります。私どもの期待いたしておりますのは、在朝在野の法曹並びに学界の方々、それらに衆知を集められて、一つのりつばな案をまとめていただくということでありまして、けれども、遺憾ながら今までの経過はさうなことでございます。しかしながら、今後の法制審議会の運用といたしまして何と申すか、方向に持つた行つていただくよう、さらに私どもの方としても努力したい、かように考へておるわけでありまして。

○鍛冶委員 この特別法は、この六月一日で、しかも一べん延ばして二度目の期日が来る。これが来るときには、もうこれは延ばすわけには行かぬ。これを延ばさぬということになれば、単に民事訴訟法だけでなく最高裁判所の基本のあり方もしくは上告事件の一般の上告の取扱ひ方に対する根本的の改革ということまで来なければならぬ。つたにもかかわらず、それをやらぬでこれをお出しになつた。かりにこれをよく検討いたしました、お出しになつた通りのものを実施したところが、やはりどこかで行き詰まりが来ると思ふ。そうしてみると、さらに進んで上告制度に対する根本改革を考えなければならぬ、こつたに差迫つておるにもかかわらず、いろいろ議論がわかれておるからできないかと言われれば、これは少し早くやつていただきたい、やつていただきたいとこちらが言うておるだけでは、解決の道がつかぬのじやないかと思ふのであります。方法はあるという見通しがありませうか。また今まで通りに、いくつやつても議論はわかれる、多数決できめるわけには行かぬといつておつて、まず大だ、重大だといつておつて、まずまず事件がたまって来るばかりでありますから、この点に対する根本觀念があるならばお聞かせ願ひたいと思ひます。

○村上政府委員 ただいま考へておりますのは、まず法制審議会における司法制度部会の構成と申すか、審議の対象についていくらか問題があつたのではないか、つまり最高裁判所の機構を論ずる際には必ず民事、刑事の上告制度をどうするかという問題に關連して来るわけでありまして、従来とかく民事の上告は民事訴訟法部会、刑事の上告は刑事訴訟法部会で検討してもらおうという気分が抜け切らなかつた傾向があるのであります。法制審議会の今後の運営方法といたしましては、民事、刑事の上告に關する問題は司法制度部会にまよめまして、それぞれの権威者を司法制度部会の構成委員に加えて、なお先ほど申し上げましたような心構えをもつて審議していただくよう、私ども極力努力して行くつもりでございます。ただ国会におかれましては、最高裁判所の機構の問題につきましても、きわめて重大な関心をお持ちいただいております。これは、かねがね承知いたしておることは、かねがね国会における御審議の趣旨も十分に伝へまして、何とか進捗をはかりたい、かように考へております。

○鍛冶委員 どうも今までの御説を聞きまして、なか／＼容易にそちらではまともなぬのじやないか、これは重大問題ですからごもつともあります。法律を通すといふことよりも、一日も早く根本制度の確立ということが焦眉の急であらうと考へます。それについてこゝまで来た以上は、法務当局だけにまかしておいては容易でないと思ひます。ですから、われ／＼においてもととでき得るだけのことをやらなければならぬのではないかと考へます。従いましてこの改正案に対する態度決定と同時に、重大なる決意をもつて法務当局並びに裁判所当局に対してお諮りしたいと思ひますので、本日は私はこの程度にしておきますが、とくにひとつ御考慮を願つておきたいと思ひます。

○林(信)委員 重ねて三百九十九条の第二項の即時抗告関係については一度伺いますが、現行法においては、高等裁判所の上告却下の決定に対する即時抗告は、最高裁判所では受理する道がない。従いまして第二項の規定は、その関係においては有名無実ということはわかりました。そうであるならば、地方裁判所が原審である場合という字句にしたらどうかという鑑査委員のお話もつともだと思えます。しかしなお根本といたしまして、最高裁判所の判断を受け得るかいなかとこのとは、訴訟関係者に非常に重大な利害関係がある。それが争いになります。その主張が通らないならば、その訴訟関係者は上訴は一回限り、二審にとどまる、何としてもこの関係は明瞭にしたいと考える場合があると思えます。しかしながらそれはこの場合のみにとどまらず、その他の場合にも例があるんだと言われますが、少くとも軽重の差ははなはだしいものがある。例にあげられましたような料の有無、これも一つの制裁として重要かもしれませぬ。事の性質が異なるのでありまして、訴訟事件のことに多額であつたその訴訟関係者にとつて、きわめて重要な場合がある。比較し得ない場合がある。そうでありますれば、何とかこれはやはりその決定に対する不服の申立てはどうかしてやるのが、法理論は別といたしまして、現行法の解釈は別といたしまして、これは実際に必要がある。先刻も申し上げましたように、最高裁判所の性格等よりいたしまして、どうにもならぬもの、民事訴訟法の一般的改正をいたしまする場合に、一緒にというようなことでなく

て、現在何とかならないものでありましようか。それがどうにもならぬもの、これは即時抗告の性格とはかわるかもしれませんが、別な方策において、いわば抗告の再度の考案というような性格を持つような形か何かで、他の部においてその問題だけを審理する、こういう方法か何かとらなければ、きわめて重要な問題であると思ふのであります。必要はおそらくお考えにならぬかと思ふので、その方論におきましては、全然はかにかわものなとしても、これは考えられぬもののか、この点に対する御意見を承りたい。

○小林委員長 私からも特にその点を申し上げたいと思つて、今の一、二号ですね。三号もろんそうですけれども、憲法違反の場合でなければ、控訴審が控訴裁判所の場合、抗告ができぬかというところは、まるでどうも切捨てごめんみたいと思つておる。何かどこかへ一つそれを加えておく方法はありませんか。そうしたらまた何か弊害がありますか。その点ひとつ特に……

○関根最高裁判所説明員 今、林委員、小林委員長からお話の点は非常にごもつともな点であります。しかしながら最高裁判所の裁判官を十五人のままにしておいて、こういう決定に対してさらに即時抗告を認めるということになりますと、全部即時抗告が来ると言つてもいいかと思つて、それならば何を好んで原審の裁判所にこういう手続をやるかと申しますと、する必要はなくなつて来る。ただ一回だけにするというだけになつてしまふ。結

局は十五人の裁判官のところは全部の事件が押し寄せて来ると言つてもいいかと思つてあります。でありますので、やはりこの問題も先ほど村上政府委員からお話がありましたように、結局は機構問題につながる問題だと思ふのであります。でありますので、現在の裁判所法をごらんになりますと、裁判所法の第七条で、最高裁判所の裁判権のことを規定しておりますが、その中で抗告に関する問題については、「訴訟法において特に定める抗告」という規定を設けて、一般の即時抗告はできないことを裁判所法自体で明らかにしておるわけでありまして、そういうことからは行きますと、やはり最高裁判所の性格なり機構なりはつきりいたさない限りは、こういう問題についても特別の抗告だけが許されるという態度をとらなければ、結局最高裁判所は破産してしまふ。それならばこのスクリーニングの制度は意味をなさないうところから出発しておる。いろいろ確かに御疑問があらうかと思つておるけれども、そのかわりこのスクリーニングをする限度というものは非常に例外的なものだけにとどめた。いろいろ御趣旨の点はわかるのでありますけれども、さらに最高裁判所の判事が十五人しかいないという点にさかのぼつてお考えいただければ、やむを得ざる処置ということがおわかりになるかと思つて。

○小林委員長 ちよつと速記をやめて。
○小林委員長 速記を始めてください。
○林(信)委員 今の御説明で一応の趣

旨はわかりますけれども、こういう民事訴訟法関係で三百九十九条の新しい制度を設けられて、ことに第三号のごときは非常に問題だと考えられる。その際に地方裁判所が二審の場合、高等裁判所が二審の場合、これは訴訟においても相違はありますのでありますから、その比較からいたしまして、これはお困りになる状況もとにかくいたしまして、やはり何とかしなければならぬという感じがまだ拭ききれません。実際問題が同じだということになりますと、地方裁判所関係だけのものも即時抗告を入れて同じだということにもなるわけでありまして、確かに実際問題は、やはり全部が全部ということにはならない。あなたの御説明もほとんど同じようだといつたようなことであらうと思つて、これが、これ以上は意見の相違ではないかと思つておるから質問はこの程度にとどめるのであります。三号の規定の運営その他を考え合せて、この点も考えられる問題だと思つておるのであります。私の質問はこれで終ります。

○小林委員長 それでは本日はこの程度にとどめ、明日は午前十時より理事會、午前十時三十分より委員會を開會することとし、本日はこれにて散會いたします。
午後五時十一分散會

昭和二十九年五月十九日印刷

昭和二十九年五月二十日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局